



市内公立幼稚園において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会 幼児教育センター

市内公立幼稚園では、日常生活及び社会生活を営むために、吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とするお子さんを受け入れています。

お子さまの公立幼稚園への入園を希望される場合は、毎年10月に実施している入園申込みのほか、医療的ケアを受けるために必要な手続きがあります。医療的ケアを希望される場合、まずは宝塚市教育委員会（幼児教育センター）までご相談ください。

1 公立幼稚園で対応できる医療的ケアの範囲

公立幼稚園では、原則として拠点園での受け入れとなります。拠点園については、幼児教育センターにお問い合わせください。

また、医療的ケアの範囲は下記の通りです。下記に示す範囲内であっても、お子さまの健康状況等を総合的に勘案し、受入れの可否を検討する「就学前施設における医療的ケア児受入れ検討会」の結果、受入れが難しい場合がありますので、予めご了承ください。

```
<////////////////////////////////////>  
<                        ~ 医療的ケアの範囲 ~                        <  
<    ○喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）                <  
<    ○経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）    ○導尿        ○酸素療法    <  
<    ○その他教育長が認めた医療的ケア                                <  
<////////////////////////////////////>
```

2 対象年齢及び受入れ要件

(1) 対象年齢

3歳児以上

(2) 受入れ要件

- ① 各公立幼稚園の入園資格があること。
- ② 集団保育(※)を実施することが適切であると主治医が認めていること
- ③ 病状や健康状態が安定していること
- ④ 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ⑤ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と幼稚園で十分に共有できること
- ⑥ 主治医面談で、幼稚園看護師が医療的ケアの手技等の指導を受けられること
- ⑦ 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること
- ⑧ 公立幼稚園での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられており、安全に医療的ケアが実施できること

※ 集団保育とは、同年齢や異年齢の幼児が一緒に遊び、食事等、同じ空間で1日の生活を共にするなど、集団での保育を実施することです。

3 受入れ時期

原則4月1日 受入れの要件が整い、かつ医療的ケア児の入園までの手続きを経てから入園となります。

4 受入れ時間

月曜日～金曜日（祝日・長期休業中を除く）

通常の保育時間 午前保育：9：00～11：50 午後保育 9：00～14：30

5 問い合わせ先

宝塚市教育委員会 幼児教育センター ☎ 0797-77-2132（直通） 担当：三ヶ尻

6 申し込み手続きの流れ

※医療的ケア申込に係る書類については、申込時にお渡しします。

10月2・3・4日（土日祝日と重なる場合は、直後の市役所開庁日）
願書受付及び医療的ケア申し込み、面談

- ① 拠点園での願書受付をしてください。
- ② 様式第1号「医療的ケア実施申込書兼調査票」（保護者作成）
様式第2号「医療的ケアに係る主治医意見書」（主治医作成）
様式第3号「重要事項確認書」（保護者作成）を提出してください。
- ③ 各書類に基づいて面談をさせていただきます。

12月上旬

「就学前施設における医療的ケア児受入れ検討会」にて、受入れの可否を検討します。
お子さまの病状や健康状態等から、安全に受け入れることができないと判断された場合は、他サービス、支援の検討や提案をさせていただきます。

12月末 内定通知

「就学前施設における医療的ケア受入れ検討会」の結果を、幼児教育センターより文書で通知します。

拠点園での保護者説明会に参加

- ① 入園のしおり等を基に、幼稚園生活や準備物について、幼稚園より説明します。
- ② 用品の申し込みをさせていただきます。

2月～3月 入園の準備

- ① 様式第5号「医療的ケア指示書」（主治医作成）を幼稚園に提出してください。
- ② 様式第6号「医療的ケア実施通知書」（幼稚園作成）を幼稚園よりお渡しします。
- ③ 様式第7号「医療的ケア実施計画書」（幼稚園作成）を基に、面談をさせていただきます。
- ④ 入園のしおり等を基に、ご家庭での準備を進めてください。

4月 入園

